

■利用規約

第1項 サービス利用対象

本サービスを利用できるのは飼い主様の猫のみです。飼い主様のいない猫（捨て猫）、犬の受け入れは行っておりません。

第2項 ご利用詳細とお支払いについて

1. お預けお迎え受付時間は、原則10時から18時としますが、この間不在になる場合がありますので、事前にご連絡ください。また、受付時間外になる場合は、ご相談ください。20時以降のお迎えはお断りします。翌日のお迎えとなり1泊料金をいただきます。
2. ご利用料金にフード代金は含まれておりません。ご愛用のフードを日数分ご持参ください。
3. キャンセル料を以下のとおり申し受けます。
ご予約日の7日前までにご連絡いただければ無料です。7日以内の場合はご利用料金の50%、当日キャンセルの場合は、100%をキャンセル料として申し受けます。
4. 料金はお迎えの際現金でのお支払いをお願いいたします。キャンセル料金は、請求書を郵送いたしますので銀行振込をお願いいたします。

第3項 ご予約と延長預かりについて

1. お預かりは完全予約制となっております。原則としてご利用3日前までにご予約をお願いします。
2. 延泊・時間延長の場合、お早めにお電話にてご連絡をお願いいたします。

第4項 お迎えに来られない場合（飼育放棄のトラブルをなくすための項目です。）

1. お迎え予定時刻を越えても飼い主様が猫ちゃんを迎えに来れない場合は、ご利用料金のほかに、その予定時刻が属する日の翌日からお迎えまでの間に要したフード代等の実費を別途ご請求させていただきます。
2. 事前にご連絡なくお引き取りされない場合は、お預かりの期間以降、正規料金倍額の料金をいただきます。
3. 特別な事情を除き最終お迎え期限を7日過ぎても何らご連絡をいただけない場合は、飼い主の権利（所有権）は放棄され、お預けの猫は弊所に無償で譲渡したものとみなします。その後一切の意義申し立てはお受けいたしません。悪質な場合は、警察へ届け出等させていただき、法的措置を取ります。

第5項 お預かりの際にご持参頂きたいもの

- 普段食べているごはん（日数分）
- お使いのトイレ砂一握（トイレ認識のため）
- 食べなれたおやつ、お気に入りのおもちゃ、タオル・ブランケットなどがあればご持参ください。
- 飼い主様の身分証明書（住所の特定できるもの）
※初回のご利用の際は、飼育放棄を予防するためご提示をいただきます。
- 他の猫ちゃんへの病気感染を防ぐため、1年以内に実施したワクチンの接種証明書（3種混合以上）

第6項 お食事について

1. お食事はいつもおうちで食べているフードを持参していただくことをお願いしています。
2. 手作り食は弊所では取扱できませんのでご了承ください。

第7項 お預かり中の面会について

弊所でお預かりの間は、ご親戚、お知り合いの方の面会は一切お断りさせていただきます。

第8項 お預かりをお断りする場合

以下の場合はお預かりをお断りします。

- 完全屋内飼育でない
- ノミ・ダニ・回虫に未対策
- 感染症に罹患
- ワクチン接種証明書のご提示がない
- 去勢済み、避妊済みでない
- 介護が必要
- 排尿・排便がトイレでできない
- 触れない、攻撃的、噛み癖のある
- 明らかに不衛生
- 過去に無断キャンセルをされたことがある
- その他、お預かりすることが不相当と弊所が判断したとき

第9項 事故・お預かり中の病気等

1. お預かりに当たり、急激な環境の変化によるストレス等により、発病又はけが等をする可能性があります。その場合飼い主様にご指示をいただきます。ただし、急を要する場合は、動物病院へ搬送し、獣医師の指示に従わせていただきます。
2. この場合の治療費、入院費、交通費等の実費はお客様のご負担となりますのでご了承ください。
3. 万が一失踪、損傷、死亡した場合は、直ちにご連絡いたしますが、賠償、損害補償などの請求は受けいたしかねます。

第10項 免責事項

1. 万全を期してお預かりいたしますが、天災等不可抗力、弊所に起因しない災害、部屋慣れせず暴れて負った負傷、その他不慮の事故、高齢・持病・特異体質に基づく発病、けが、失踪、死亡につきましては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
2. ご自宅に帰られた直後は、環境の変化で下痢など一時的に体調を崩してしまう場合がありますので良く観察し、場合によっては獣医師にご相談ください。この場合の体調変化に基づく、病気・事故等の一切の責任を負いかねます。

第11項 報告

ご希望の場合は、お預かり中のご報告を1日1回お知らせいただいたメールアドレスにお送りいたします。

第12項 守秘義務

ご提供いただいた個人情報については、弊所サービス利用以外で使用することはありません。

第13項 協議

この規約に定めのない事項について疑義が生じたときは弊所と飼い主様との協議の上、解決するものいたします。

第14項 裁判所の合意管轄

この規約に関し紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を専属的の第1審裁判所とすることに合意するものとします。

以上のすべての項目についてご同意頂ける場合は以下へご署名願います。

次回以降ご依頼くださる場合はこの契約内容を了承いただいたものとみなします。

以上

改定 2021年7月17日